

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

ガイダンスについては、教育課程、履修計画、学生生活について毎年4月の入学時に、大学院新入生対象に1日、学部新入生対象に3日間にわたって実施している。また、ガイダンスの一環として、1回生対象に学外合宿研修を実施している。入学後の不安や孤独感を取り除き、大学生活に早く馴染めるようにするのが目的で、教育課程・履修計画を理解するとともに、学年担当教員との話し合いや友人をつくる上での良い機会となっている(別添資料7-1-1-1、7-1-1-2)(冊子5-1-1-2、5-1-5)

学校教育教員養成課程の1回生については、後期からのコース内の専修を決定するにあたって各コースで教員による説明会を実施し、専修の学習内容については充分周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

学部生、大学院生での対象を細かく分け、多岐にわたるガイダンスの内容を構成し、合宿研修でもこれを補足しており、適切に実施されている。

観点7-1-2: 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学習相談については、オフィスアワーを全学的に導入し、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子「学生生活」及び大学ホームページで周知を行っている(資料7-1-2-A、7-1-2-B)(冊子5-1-5)。

また、学生諸君が有意義な学生生活を送るために、教員側からの働きかけとして、「学年担当教員」と「指導教員」を設けている。

学年担当教員は、課程、コース毎に置かれ、1回生から3回生の間の大学生生活上の事柄について相談、助言(例えば、奨学金の申請、授業料の免除、休学、退学等)にあたっている。

指導教員は、主に4回生の卒業論文の指導を行う教員で、各専攻のゼミナールなどを担当し、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言にあたり、学年担当教員を兼ねている。

資料7-1-2-A オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成16年規則第306号	
オフィスアワーの設定に関する申合せ	
平成16年4月1日 制 定	
(目的)	
1. 学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯(オフィスアワー)として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。	

(利用)

2. 学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことに及んで相談することができる。

(時間帯等)

3. 各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし、オフィスアワーの設定時間は最低1コマ(90分)以上設けるものとする。

(周知方法)

4. オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。

- 一 大学のホームページに掲載
- 二 大学が作成する冊子に掲載(天平雲等)
- 三 一覧表を時間割冊子と同時に配布

(その他)

5. この申告に関する事項及び改正は学生委員会において行う。

附 則

この申告は、平成16年4月1日から施行する。

資料7-1-2-B 大学ホームページ「オフィスアワー一覧」のページ

奈良教育大学 NARA UNIVERSITY OF EDUCATION 学生支援課サイト

トップページ 学生支援課 サイトマップ E-MAIL 学内マップ 管理棟 学生会館

オフィスアワー Google WWW検索 学内検索 検索開始

学生生活のお知らせ > 学生相談 > オフィスアワー一覧

オフィスアワー一覧

本学では、オフィスアワーを設けています。
 オフィスアワーとは、学生が自由に教員室に行って授業科目等に関する質問・学生生活全般・進路・将来のことまで、いろいろな相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯のことです。
 教員に相談・質問のある場合、下記時間帯に指定の場所を訪問して下さい。
 基本的に、アPOINTは不要です。

最終更新 平成18年10月3日

リンク先を選んでください

教育実習部研修講座								
系	教授			火	13:30~14:30	研究室	メール予約要。希望により他の時間帯に受け付けることがある。	
系	教			前期	月	10:40~12:10	研究室	その他随時、メールか電話で連絡を
				後期	月	14:40~16:10		
国際教育講座								

【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワーについては、全教職員が設定しており、学生への周知も掲示板への掲示、入学時のガイダンス、冊子「学生生活」、大学ホームページに掲載するなど複数の手段により行っている。

一方、平成 15 年度及び平成 17 年度に実施した学生生活実態調査で、「オフィスアワーの制度を知らなかった」とするものが 40%以上あった点については、周知方法等について改善の余地がある。ただし、オフィスアワーの時間帯以外にも学生と教員との接点が多い本学のような小規模大学においては、深刻な問題ではない。

また、「学年担当教員」と「指導教員」を設けて相談及び助言体制をとっており、学年担当教員は、課程、コース毎に置かれ、1 回生から 3 回生の間の大学生生活上の事柄について指導・助言を行い、また、指導教員は、主に 4 回生の卒業論文の指導を行う教員で、各専攻のゼミナールなどを担当し、修学や就職の問題についても指導や助言にあたっており、学年担当教員を兼ねて対応している。

以上、学習相談・助言は、適切に、かつ緊密に行われていると判断される。

観点 7 - 1 - 3 : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生委員会による学生生活実態調査を平成 15 年度及び平成 17 年度に行った。なお、従来 3 年毎に行っていた本調査を平成 15 年度以降は 2 年毎に行うこととし、学生のニーズや課題に速やかに対応するよう見直している。

調査で得られた結果の解析は、学生委員会において分析を行い、教授会において報告書を各教員に配付するとともに教授会で分析結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている（冊子 7 - 1 - 3 - 1、7 - 1 - 3 - 2）。

また、学生と学長並びに教職員が懇談し、直接の意見交換を行う機会として、次の 2 つの企画がある。ひとつは、5 年前から実施している全学生及び全教職員が一堂に会しコーヒーやケーキを飲食しながら懇談する「全学懇談会」（年 1 回）で、学習支援のみにとどまらない学生のニーズを受けとめる場として機能している。

もうひとつの企画として、平成 18 年度から学長と学生がコーヒーを飲みながら気軽に懇談を行うプレジデント・コーヒー・ブレイク・アワー（第 1 回）を開始した。この企画は、従来の全学懇談会に加え、学長と学生が学長室で定期的にコーヒー・ブレイクすることで学生の意見や要望を直接聞き、活かすことを目的に実施したもので、第 1 回の懇談会に参加した学生は、体育会系サークルを中心に予想を超える 30 数名にのぼった。懇談内容は、入試制度、履修関係（カリキュラム・教育実習・GPA 等）及びサークル活動・課外活動の施設・設備関係等多岐にわたる要望や質問が出るなど充実したものとなった。

また、就職支援室では、進路に関するアンケート（対象：学部 3 回生及び大学院 1 回生）を実施し、学生からのニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している（冊子 7 - 1 - 3 - 3、7 - 1 - 3 - 4）。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズの把握として、学生委員会による学生生活実態調査が平成 15 年度及び平成 17 年度になされ、学生の実態、意識を調査しており、得られた結果の解析も学生委員会で行われ、教授会において報告書が各教員に配布されていることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。

学生と学長並びに教職員が懇談し、直接意見交換を行う機会として 2 つの企画があり、全学生及び全教職員が一

堂に会しコーヒーやケーキを飲食しながら懇談する「全学懇談会」(年1回)に加えて、平成18年度からは、学長と学生がコーヒーを飲みながら気軽に懇談する「プレジデント・コーヒー・ブレイク・アワー」(第1回)が開催されている。

進路に関する支援として、就職支援室が進路に関するアンケート(対象:学部3回生及び大学院1回生)を実施し、学生からのニーズや必要とされる支援の在り方等の収集・分析・把握に努めており、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映されている。

このことから、学習支援に対する学生のニーズは適切に把握されているといえる。

観点7-1-4: 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

(該当なし)

【分析結果とその根拠理由】

観点7-1-5: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

特別な支援を行うことが必要と考えられる者としては、留学生71名(平成18年10月現在)、社会人学生15名(現職教員:大学院8名、専攻科7名・平成18年4月現在)、障害を持つ学生1名(学部生・平成18年4月現在)が在籍している。

留学生については、留学生委員会がその対応に当たる組織として位置づけられており、委員6名、留学生担当事務職員2名で対応している。

- ・ 留学生向けの大学生活を中心としたハンドブックは、留学生委員会が日本語及び英語版による「留学生の手引き」を発行して支援している(冊子7-1-5)。
- ・ 留学生に対する学習支援として、留学生向けの正規授業のほかに日本の言語・文化の理解度をさらに深めさせるため、日本語の補講を外部講師に依頼して支援している。
- ・ 留学生支援としてチューター制度を取り入れ、学習、就学への個別指導などを行うとともに、チューター連絡会議や講習会を継続的に開催し、留学生支援の強化を図っている。
- ・ 留学生に対する生活支援のニーズの把握としては、留学生懇談会(春季及び秋季)、国際学生宿舎懇談会(毎年1回)、見学旅行(1泊2日)等を活用して留学生と懇談するとともに、留学生担当教員及び日本語担当教員が定期的に面談を実施し、把握に努めている。また、上記以外の学生からの学習支援ニーズについても、相談を受けた各教員が留学生担当教員又は留学生担当課等に学生の要望等、情報の共有と改善を図るといったきめ細かな対応を行っている。

障害を持つ学生に対しては、それぞれ年度始めに希望を調査し、ノートテーカーの配置などの支援を検討している。施設面では、エレベータの設置やトイレ、階段スロープの設置による段差の解消など大学内の移動等に配慮し、バリアフリー（barrier free）化を進めている。

社会人（主に現職教員）が在籍している大学院各専攻にあつては、大学院設置基準第14条を適用して本学教員と学生が時間調整を行い、授業や指導を受け易い特別の授業時間帯を設定し、事務については21時まで夜間対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する就学支援では、留学生委員会を中心に組織的に対応するとともに、日本語と英語版による「留学生の手引き」を発行し、留学生の生活支援を行っている。

また、留学生向けの正規授業のほかに日本の言語・文化の理解度をさらに深めさせるため、日本語の補講も行うなど、積極的に学習支援が行われている。留学生には、チューター制度が取り入れられ、生活支援もされており、チューター連絡会議や講習会も行われている。

さらに、留学生の生活支援のニーズ把握においても、留学生担当教員又は指導教員の面談や学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。

障害者に対する支援では、ノートテーカー及び施設面での支援が行われている。社会人に対しては、オフィスアワーや授業時間帯の配慮や指導方法において支援を行っている。

以上のことから特別支援が必要とされる者に対して支援が適切に行われていると判断できる。

観点7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自習に関しては、図書館の閲覧室が主に利用されているが、講義棟内に学生の自学・自習の場及び憩いの場としての「学生オフィス」と留学生及び日本人学生が交流を深め、異文化交流の場としての「国際交流室」を設置しており、特に定期試験前には「学生オフィス」は常に満席となっている。また、「国際交流室」にはパソコン3台を設置し、異文化交流に活用している（別添資料7-2-1-1、7-2-1-2）。

その他、自主的学習環境の場として「就職指導室」を設置しており、就職試験及び教員採用試験時期には満席になるほど多くの学生が利用している。

情報機器室については、学術情報研究センター情報館（情報館3F「3F実習室」83台及び2F「2F実習室」23台）を中心として、学内各所（管理棟1F「就職情報コーナー」10台、教育実践センター「メディアルーム」15台、図書館「エントランス」・「パソコン室」33台、新館3号棟2F「数学計算機室」15台、新館2号棟3F「教育調査室」15台、文科棟1F「情報サテライト」10台、講義棟3F「301パソコン室」40台）に情報端末を設置している（別添資料7-2-1-3）。

グループ討論の場としては「学生ラウンジ」、「学生会館談話室」等があり、特に「学生ラウンジ」については毎月10人から20人程度のグループ（学生・教職員・学外者等）が定期的に討論の場として活用している。

【分析結果とその根拠理由】

自習室や、グループ討論室に関しては、図書館や各部局の対応により設置されている。

情報に関しては、学術情報研究センター情報館を中心として各所に学生が利用できる情報端末が設置されており、充実している。

観点 7 - 2 - 2 : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、正課以外に大学の許可のもとに学生が自発的に自らの責任において行う文化的、社会的、体育的な諸活動を課外活動としている。団体数としては、体育会所属クラブ 28 団体、文化会所属クラブ 13 団体の計 41 団体である。

- ・ 課外活動に対する大学の支援体制としては、学生委員会の下に学生委員会点検・評価WGを設け、課外活動の支援及び充実を目指している（資料 7 - 2 - 2 - A）（別添資料 7 - 2 - 2 - 1）。

資料 7 - 2 - 2 - A 平成 18 年度 学生委員会 点検・評価分担表

分野	事 項	分野	事 項
学 校 行 事	1) 新入生オリエンテーション 2) 新入生合宿研修 3) 上回生合宿研修 4) 全学懇談会 5) 学生企画活動支援事業 6) 広報「天平雲」 7) 学年担当教員の役割	修 学 支 援	1) 学生寮の運営 2) 入学科・授業料免除等 3) 奨学金 4) アルバイト 5) 厚生福祉 6) 学生生活実態調査 7) 学生会館の運営
課 外 教 育	1) 課外活動 2) 学生団体 3) 大学祭 4) 表彰・懲戒 5) 学生の事件・事故 6) ボランティア活動		

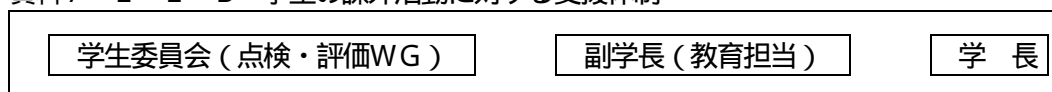
- ・ 課外活動に利用する施設として、学生会館を設置し、長期使用施設として、サークル BOX、器具庫を、短期使用施設として、音楽練習室、多目的ルーム、印刷室及び合宿所を、使用許可制により学生団体の利用に供している。
- ・ 体育施設としては、体育館（バスケット 2 面、バレー 2 面、バドミントン 4 面）、剣道場、柔道場、舞踊室、トレーニングルーム、更衣室、シャワー室、多目的グラウンド（サッカー・ラグビー、野球、陸上競技、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール等）、テニスコート（ハードコート 1 面、オムニ 2 面、クレイ 4 面）、プール（50m）などがあり、グラウンド、テニスコートについては屋外夜間照明設備を備えている。
- ・ 平成 17 年度には、学長裁量経費により、グラウンドの全面改修を行い、営繕要求でプールの全面塗装改修を行なう等課外活動の活性化と充実に向けた支援を行っている。さらに、老朽化したサークルボックスの改築の準備中である。
- ・ その他の課外活動支援として、各サークルから要望のあった用具・機械・楽器等を順次支援しており、平成 17 年度には文化会から要望のあったティンパニーを購入した。さらに、後援会からも課外活動に対する物品等

の購入の予算的支援がある。

平成 15 年度及び平成 17 年度学生生活実態調査において「サークル等の加入について」の項目を設け、状況把握に努めているが、その調査結果によると、全体では約 70%の学生が何らかのサークル（公認サークル数：41）またはボランティア活動に参加していることが報告されている。これらの結果については、教授会や種々の機会を利用し、学生、教職員並びに顧問教員等に報告し、支援策の向上につなげる仕組みとなっている（冊子 7 - 1 - 3 - 1、7 - 1 - 3 - 2）。

取り組みの一環として、平成 16 年度から学生委員会とサークル顧問教員との懇談会を開催し、サークル活動中における事故防止並びにリスクマネジメントとして顧問教員の任務と責任について説明し、意見交換を行っている。平成 18 年度には、学生委員会と顧問教員との懇談会に部員も参加させ、大学、顧問教員、学生の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう計画している（資料 7 - 2 - 2 - B）。

資料 7 - 2 - 2 - B 学生の課外活動に対する支援体制



体育会が主催する次期リーダー研修会「サークル・リーダース・キャンプ（2泊3日）」並びに文化会が主催する次期リーダー研修会「サークル・リーダース・ミーティング（1日）」において、学生委員会委員長及び学生支援課が参加し、学生支援課から課外活動支援の現状と危機管理を含め今後の対応について説明し、学生委員会委員長からは次期リーダーとしての心構えを啓蒙している。

本学の課外活動サークルのうち、体育会所属クラブについては、各種学生連盟主催リーグ等で健闘しているほか、平成 18 年度全国国立教育系体育大会及び第 44 回近畿地区国立大学体育大会でも各種目で活躍するなど優れた実績を残してきた。

課外活動及び学術活動の振興策として、成績が明確に示される体育活動における成績優秀者及び団体の表彰を、文化系サークルにおいてもコンクール、発表会、展覧会等の入選者の表彰と永年にわたるボランティア活動の団体又は個人、学会発表表彰者を含めた学生を対象に学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている（別添資料 7 - 2 - 2 - 2）。

本学独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業がある。この事業は、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して、大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたもので、平成 16 年度に文科省に予算要求を行い認められた事業であるが、平成 17 年度からは運営費交付金をもって活動を支援している（別添資料 7 - 2 - 2 - 3）。

本事業の申請件数、許可件数及び支援経費については、資料 7 - 2 - 2 - C（次頁）のとおりである。地域連携事業（地域の子供たちとの連携、地域の商店街等の連携、近隣の幼稚園や福祉施設への出前演奏等）やサークルと連携した学習の発表（オペラ）等、年々事業内容の充実・発展が見られ、教育及び費用対効果の観点からも支援の拡大が不可欠である。

資料7 - 2 - 2 - C 学生企画活動支援事業の申請件数、許可件数等

年 度	申請件数	許可件数	認定件数	支 援 経 費
平成 16 年度	16	9		350 万円（文科省から予算配分）
平成 17 年度	13	8		250 万円（運営費交付金）
平成 18 年度	13	9	4	250 万円（運営費交付金）

観点7 - 1 - 3で触れたプレジデント・コーヒー・ブレイク・アワー（第1回）には、体育会系サークルを中心に予想を超える30数名が参加し、各サークルから全国教育系大学体育大会及び近畿地区国立大学体育大会における戦績と日々の活動状況が報告され、併せて課外活動の施設・設備関係等多岐にわたるサークルからの要望が伝えられる一方、柳澤学長の方針や現状の説明が行われ、さらに応答を交えて懇談が進行するなど、課外活動の円滑化に向けての意義も大きい催しとなった。

（別添資料7 - 2 - 2 - 4）（冊子5 - 1 - 5）

【分析結果とその根拠理由】

学生支援体制として学生委員会があり、課外活動の充実を目指して活動している。

体育会や文化会が主催する次期リーダー研修会において、学生委員会意委員長及び学生支援課が参加し、学生支援課から課外活動支援の現状と今後の対応について説明し、学生委員会委員長からは次期リーダーとしての心構えを啓蒙するなどサークルと一体となって支援を行っている。

また、学生委員会と顧問教員との懇談会を開催し、課外活動のあり方と顧問教員の任務と責任について意見交換を行うなど、課外活動の活性化とリスクマネジメントに対応している。平成18年度には学生委員会と顧問教員との懇談会に部員を加えるなど、大学、顧問教員、部員の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう検討していることは重要である。

課外活動に対する財政的支援は増えていないが、学長裁量経費や営繕要求等によりグラウンド整備やプール改修等が実現しており、各サークルからの要望（用具・機械・楽器等の支援）については、順次整備に努め、平成17年度には文化会から要望のあったティンパニーを購入しており、さらに、後援会から課外活動に対する物品等の購入支援がある。

課外活動の振興策として体育活動については成績優秀者を対象に、また、文化系サークルにおいてもコンクール、発表会、展覧会等の入選者に学長又は学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。

さらに、永年にわたるボランティア活動、学会発表表彰者を含めた学生を対象に学長表彰又は学生委員会委員長表彰を行っている。

また、従来3年毎に行っていた学生生活実態調査を2年毎に行い、学生のニーズや課題に速やかに対応するよう見直し、組織的な取組みとその充実を図っている。

さらに、課外活動に利用できる施設として、各種体育施設等も概ね整備され、約40の学生団体が多様な課外活動を展開しており、活動自体も以前に比べ活性化してきた。

なお、サークルボックスについては、老朽化が顕著であり、改築を準備中である。

独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業があり、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して、大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

年々事業内容の充実・発展が見られ、地域連携事業（地域の子供たちとの連携、地域の商店街等の連携、近隣の

幼稚園や福祉施設への出前演奏等)やサークルと連携した学習の発表(オペラ)等、教育及び費用対効果の観点からも支援の拡大が不可欠である。

プレジデント・コーヒー・ブレイク・アワー(第1回)には、体育会系サークルを中心に30数名が参加し、各サークルから全国教育系大学体育大会及び近畿地区国立大学体育大会における戦績と日々の活動状況が報告され、併せて課外活動の施設・設備関係等多岐にわたるサークルからの要望が伝えられる一方、柳澤学長の方針や現状の説明が行われ、さらに応答を交えて懇談が進行するなど、課外活動の円滑化に向けての意義も大きい充実した催しとなっている。継続して実施することが重要である。

観点7-3-1: 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における学生相談(生活、進路指導、健康等)体制としては、次のとおりである。

保健管理センター内に「学生相談室」を設置して次のとおり対応している(別添資料2-1-5-2、7-3-1-1)。

ア. 学生相談員の配置

保健管理センター所長(内科医) 看護師(非常勤看護師1名を含む)2名と心理学担当の学内教員を学生相談員(ボランティア)として委嘱し、各種相談に対応している。

イ. カウンセラー(学内教員及び学外非常勤)の配置

心理学や生理学担当の学内教員をカウンセラー(ボランティア)として委嘱し、また、毎週木曜午後に学外のカウンセラーを配置し、「奈良教育大学保健管理センターカウンセリング相談内容一覧」(別添資料7-3-1-2)のとおり各種相談やカウンセリングを行っており、学外カウンセラーについては学外者ということもあり、カウンセリングを受けた学生からは好評である。

学生の身体的また精神的な問題に関する相談は、保健管理センターが窓口になって受け付けている。保健管理センターには、常勤教授(内科医師)1名、常勤看護師1名、非常勤看護師1名が配置され、随時相談に応じている。カウンセリングは、保健管理センタースタッフが相談内容に鑑みて助言を与えた上で、クライアントの要望に沿うかたちで、学内教員兼任のカウンセラー3名、非常勤(週1回)カウンセラー1名が、分担する体制となっている。学内での対応に限界があると判断される場合は、周辺医療機関との連携も積極的に行なっている。相談は、直接の来所、相談申込書のBOXへの投函、電話、FAXのいずれでも受付可能としている。保健管理センターのホームページから、あるいは常勤教授への直接のメールによる申し込みも増える傾向にある。相談を希望する際、その方法の周知については、入学時の所長によるオリエンテーション、小冊子「学生生活」内への記載、「保健センター便り」(4月、10月の年2回発行)(冊子7-3-1-2)の全学生への配布、ホームページ上への記載(別添資料7-3-1-3)などによって徹底している。「保健センター便り」は、ホームページ上からもPDFファイルで閲覧できる。個人情報の保護についてはホームページ上に指針を明らかにし、最新の注意を払っている。

進路相談として「就職指導室」、「就職情報資料室」を設置し、就職相談員を配置して対応している。

ウ．就職相談員

進路相談については、就職支援室が外部相談員2名（教員用、企業就職者用）を委嘱し対応している。教員就職希望者への対応として、毎月1回第3木曜日13時～17時の間で対応するほか、教員採用試験期間に合わせて6月～7月には相談日を追加して対応している。

一方、企業就職対応としては、毎週水曜日13時～17時の間に対応しており、その他の時間については就職支援室員が対応している。

就職相談室には就職関係資料等を整備し、進路選択に供している。就職情報室には就職専用コンピュータ10台を設置し、就職情報検索、エントリー等に利用している。

その他として次のように対応している。

エ．学生なんでも提言箱の設置

学内2箇所に悩みや苦情、要望等を聞くための提言箱を設置し、副学長を責任者として健康面を除きハラスメント、教務・学生生活全般、施設改善要求等全ての事項に対応している。

ここでの相談内容は多種多様であり、個人情報観点からも、慎重な対応を要するケースも少なくない。そのため、相談内容は、副学長（教育担当）と学生支援課の担当職員が初期対応し、委員会における対応が必要な場合は委員会へ提案するなど、情報の交換や対応方法などについて検討・報告を行なっている。

オ．学生委員会と保健管理センターとの連携

学生委員会の中に事件・事故に対応する小委員会に加え、不登校学生支援対策委員会を設置し、保健管理センターと学年担当教員及び指導教員並びに教務課・学生支援課が連携し、不登校或いは不登校傾向の学生に対し、組織的な支援を行っている。

カ．ハラスメント相談員

各種ハラスメントについては、奈良教育大学人権・ハラスメント防止等に関する規程に基づき、ハラスメント相談員10名（医師、看護師、教員、事務職員）を配置して対応し、奈良教育大学人権・ハラスメント防止等に関するガイドラインを制定し、啓発・防止・救済に努めている（別添資料7-3-1-4、7-3-1-5）。

相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している（別添資料7-3-1-6）。

各種相談体制の周知に関しては、ホームページや冊子「学生生活」、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により学生に周知している（冊子5-1-5、7-3-1-1）。

【分析結果とその根拠理由】

学生の相談内容に応じた各種の対応組織が整備されており、多様な相談に対して慎重かつ適切な対応が行われている。

健康面及び精神面の相談については、保健管理センターが学生相談室を設置し、学生相談員及びカウンセラーを配置し、適切な対応が行われている。保健管理センターを中心とする相談・助言・カウンセリング体制は概ね有効に機能していると考えられる。学生の相談内容は、精神的なものが身体的なものを上回っている。件数は漸増しており、内容の深刻さには注意が必要である。学生相談の潜在的な需要をどう汲み上げていくかについては、まだ改善の余地があると思われる。

進路相談については、就職支援室が中心となって外部相談員2名（教員用、企業就職者用）を委嘱し対応している。教員就職希望者への対応として、毎月1回第3木曜日13時～17時の間で対応するほか、教員採用試験期間に

合わせて6月～7月には相談日を追加して対応している。企業就職対応としては、毎週水曜日13時～17時の間に対応しており、その他の時間については就職支援室員が対応している。

不登校学生への支援策として、学生委員会（不登校学生支援対策委員会）及び保健管理センターが連携して早期対応している。

なんでも提言箱を設置し、副学長（教育担当）を中心に学習面、生活面、ハラスメント、その他の相談に対応している。

観点7-3-2：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援と同様に、学生委員会による学生生活実態調査を実施し、項目として、「アルバイトに関することについて」「心身の健康について」等の項目により、そのニーズや実態の把握を行うとともに、自由記述欄に書かれた要望に対しても整理して対応している（冊子7-1-3-1、7-1-3-2）。これらの調査結果は、学生委員会及び関係の委員会等で分析し、教授会において結果を報告し、支援策の向上につなげている。

「学生なんでも提言箱」（教育担当副学長）及び「学生相談箱」（保健管理センター）を各2箇所にて設けて、相談に対応している。相談件数は、「学生なんでも提言箱」が平成16年度～平成17年度数件程度であったが、平成18年度の事例では、6月下旬頃に図書館の窓に網戸を設置して欲しいとの要望があり、副学長（教育担当）、学術情報課長、施設課等と協議し、空調の期間外の9月上旬に実現し、学生の要望に応えられた。「学生相談箱」による相談件数は「奈良教育大学保健管理センターカウンセリング相談内容一覧」（別添資料7-3-1-2）のとおり、多種多様の悩み等で平成15年度から相談者は増加しており、学外カウンセラーを配置するなど相談体制の整備を図っている。

就職支援に関しては、平成16年度に従来の就職委員会を改組し「就職支援室」を設置し、進路に関するアンケート（対象：学部3回生及び大学院1回生）を実施し、学生の進路分析、学生からのニーズ等を反映して、外部就職専門会社と契約するなど就職支援策（就職ガイダンス等）を見直すとともに、教師経験者の外部講師を積極的に依頼し、教員採用率60%の目標を掲げている中期目標・計画の実現のために、就職支援の充実を図った。

このことは、全国48国立教員養成大学・学部の教員就職率及び順位でも顕著に表れている。平成15年3月卒業生52.8%、第19位、平成16年3月卒業生59.7%、第11位、平成17年3月卒業生については、66.9%、第5位に躍進したことで、「就職支援室ニュース」のとおり目標値60%を達成した（冊子7-1-3-4）。

また、卒業生及び修了者の就職支援策として、中期目標・計画に卒業後3年間は在学生と同様の就職支援を行うことを目標に掲げて支援を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援と同様に、学生委員会による学生生活実態調査がなされ、「アルバイトについて」「心身の健康について」等の項目について学生委員会や関係委員会により分析され、その結果は教授会において報告されることにより、支援策の向上につなげられている。

また、「学生なんでも提言箱」及び「学生相談箱」を設置しており、そこでの学生からのニーズや要望、相談に副学長（教育担当）、学生委員会及び保健管理センターで対応するなど有効活用を図っている。

さらに、就職支援に関しては、平成16年度に従来の就職委員会を改組し「就職支援室」を設置し、外部就職専門会社と契約し、各種就職ガイダンス等を見直し就職支援の強化を図っている。

特に、平成17年3月卒業者については、66.9%、全国48国立教員養成大学・学部中の第5位に躍進したことで、教員採用率60%の目標を掲げている中期目標・計画を達成するなど、本学の就職指導は充実している。

以上、学生のニーズを適確に捉え、適切に対処していると判断される。

観点7-3-3： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点到に係る状況】

学習支援と同様に、留学生については、留学生委員会を対応組織として位置づけている。

学部1、2 回生及び大学院1回生の留学生には、チューター制度（40 時間/半年）を取り入れ、学生生活への個別指導も行っている。

また、外国人留学生には「留学生の手引き」を日本語と英語版で作成し、留学生の就学を含む生活支援を行っている（冊子7-1-5）。さらに、チューター連絡会議やチューター向け講習会を開催し支援策等の検討を行い支援の充実・強化を図っている。

なお、留学生に対する生活支援のニーズ把握としては、留学生担当教員とのコミュニケーションを重視し、原則的には週1回は面談をすることにしている。

また、障害を持つ学生は、平成18年度で1名在籍（聴覚障害）しているが、入学時及び年度始めに希望を調査し特別な支援が必要か確認している。

組織的な支援及び制度については、教育企画委員会で学生委員会や教務委員会、教育実習委員会、就職支援室等関係の委員会・室に対し検討するよう依頼があり、学生委員会においては、資料7-3-3（次頁）のような検討を行った。

施設面では、エレベータやスロープの設置などを行い、大学内の移動等に配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

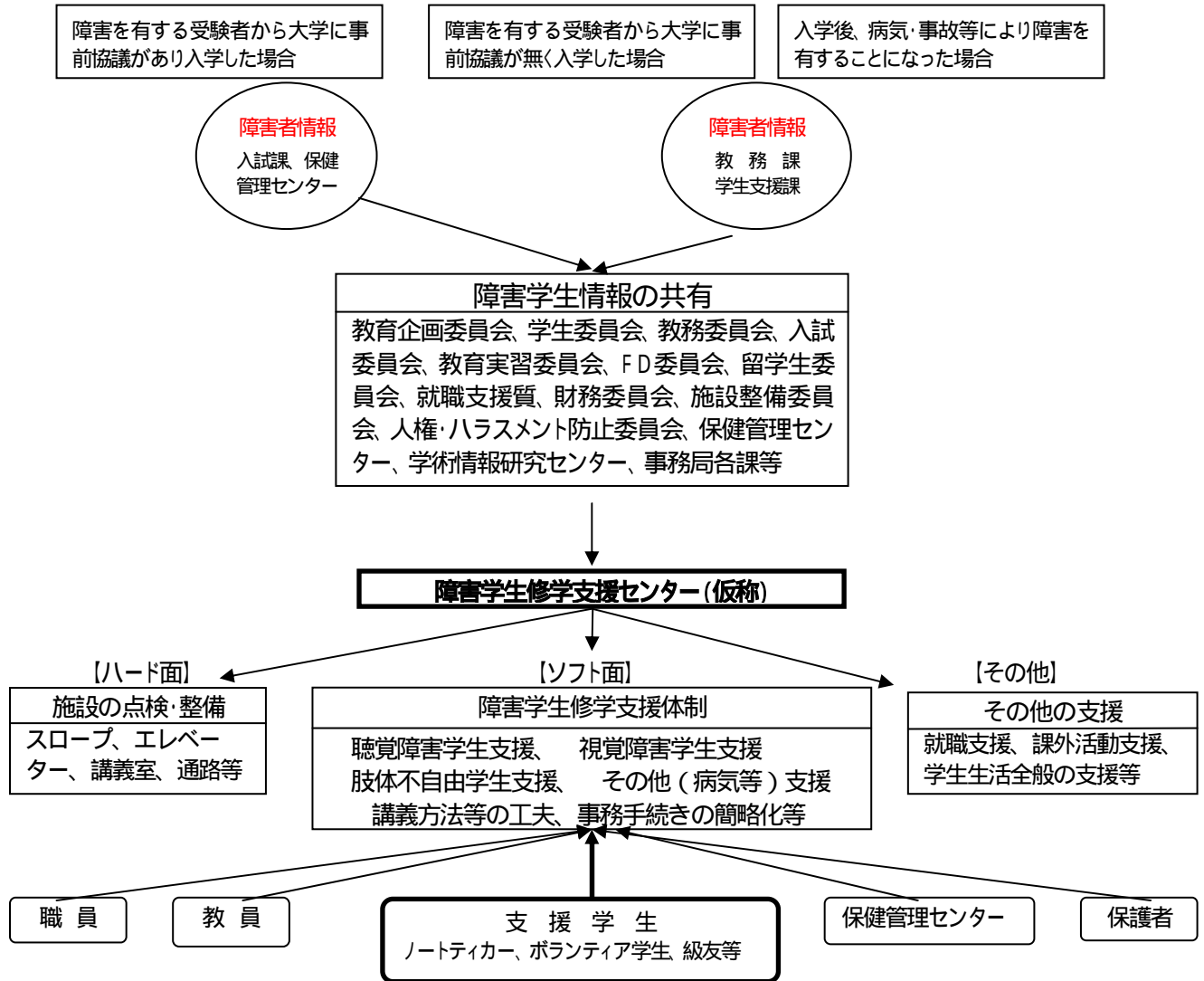
留学生には、チューター制度が取り入れられ、生活支援もされている。また留学生委員会では、「留学生の手引き」を日本語と英語版で発行し、留学生の生活支援を行っている。

さらに、チューター連絡会議や講習会も行われている。さらに、留学生の生活支援のニーズ把握においても、留学生担当教員又は指導教員の面談や学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。

また、障害者に対する支援では、実際に支援が必要な事例は無いが、聴覚障害者にはノートテイク制度を全学的に検討し平成18年度中に確立する予定であり、施設面では各種の対応を行っている。

以上のことから特別支援が必要とされる者に対して、生活支援が適切に行われていると判断される。

資料7 - 3 - 3 障害のある学生への支援について（案）



観点7 - 3 - 4 : 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

授業料免除制度

授業料免除は、奈良教育大学授業料免除等選考基準により行っており（別添資料7 - 3 - 4 - 1、7 - 3 - 4 - 2）、平成15年度～平成17年度の授業料免除申請・許可状況は、資料7 - 3 - 4 - A（次頁）のとおりである。

授業料免除申請者数の特徴は、平成15年度に比べ平成16年度は22%アップ、平成17年度は50%アップとなり不況による家計の負担が厳しく、授業料免除申請者が急増したと思われる。

留学生の授業料免除制度として、平成17年度から私費外国人留学生授業料特別免除制度を制定し、学部及び大学院に在籍する外国人留学生のうち成績優秀者については、各学年1名、計6名の授業料を全額免除している（別添資料7 - 3 - 4 - 3）。

資料 7 - 3 - 4 - A 授業料免除申請者数及び審査結果（平成 15 年度～平成 18 年度）

年度	学期	区分	申請者数	審査結果			
				許 可			不許可
				全額免除	半額免除	計	
平成 15 年度	前期	学部	108	24	55	79	29
		大学院	31	11	15	26	5
		特別専攻科	1	1	0	1	0
		計	140	36	70	106	34
	後期	学部	98	21	67	88	10
		大学院	24	9	13	22	2
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	123	30	81	111	12
平成 16 年度	前期	学部	132	14	93	107	25
		大学院	41	1	26	27	14
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	174	15	120	135	39
	後期	学部	130	10	104	114	16
		大学院	32	2	24	26	6
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	163	12	129	141	22
平成 17 年度	前期	学部	162	2	115	117	45
		大学院	40	2	28	30	10
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	203	4	144	148	55
	後期	学部	145	6	116	122	23
		大学院	29	3	16	19	10
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	175	9	132	141	34
平成 18 年度	前期	学部	117	17	80	97	20
		大学院	48	3	31	34	14
		特別専攻科	3	0	3	3	0
		計	168	20	114	134	34
	後期	学部	107	15	84	99	8
		大学院	42	1	34	35	7
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	150	16	118	134	16

平成 17 年度から、私費外国人留学生の特別免除分を含む。

日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金制度

本学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、その他に地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。

なお、日本学生支援機構奨学生の推薦は、奈良教育大学日本学生支援機構奨学生推薦・選考基準に従い行っている（別添資料 7 - 3 - 4 - 4）。平成 14 年度から平成 17 年度における日本学生支援機構の奨学金の受給率は、資料 7 - 3 - 4 - B（次頁）のとおりである。

日本学生支援機構奨学金の申請者数と受給者数はほぼ同数（一種及び二種奨学金の併給者及び一種は推薦されなかったが二種を受給している者等を含む）であり、奨学金の特徴としては、平成 14 年～15 年度に比べ平成 16 年度及び平成 17 年度は約 11% アップとなり、不況による家計の負担が厳しいものであり、奨学金申請者が増加したものであると思われる。特に、第二種（有利子）の受給者が 40% アップになるなど、学生の経済状況を反映した結果である。

資料7 - 3 - 4 - B 日本学生支援機構奨学金等受給状況(平成14年度～平成17年度)

年度	種別等	学部	大学院	専攻科	計
平成14年度	学生数	1,205	147	7	1,359
	第一種(無利子)	176	28	0	204
	第二種(有利子)	157	11	0	168
	その他	25	0	0	25
	計	358	39	0	397
		29.7%	26.5%	0.0%	29.2%
平成15年度	学生数	1,184	152	13	1,349
	第一種(無利子)	149	47	0	196
	第二種(有利子)	152	12	0	164
	その他	19	0	0	19
	計	320	59	0	379
		27.0%	38.8%	0.0%	28.1%
平成16年度	学生数	1,191	137	7	1,335
	第一種(無利子)	146	40	0	186
	第二種(有利子)	205	11	0	216
	その他	14	1	0	15
	計	365	52	0	417
		30.6%	38.0%	0.0%	31.2%
平成17年度	学生数	1,171	127	9	1,307
	第一種(無利子)	145	23	0	168
	第二種(有利子)	223	6	0	229
	その他	8	1	0	9
	計	376	30	0	406
		32.1%	23.6%	0.0%	31.1%

留学生後援会奨学金制度(検討中)

留学生に関する支援として、平成18年度に「留学生後援会」が設立され(別添資料7-3-4-5)、援助金による奨学金制度を検討しており(別添資料7-3-4-6、7-3-4-7)、準備が整い次第実施する予定である。

後援会奨学金制度「学習奨励費」

本学独自の奨学金としては、本学後援会が実施している「学習奨励費」があり(別添資料7-3-4-8、7-3-4-9、7-3-4-10)、資料7-3-4-C(次頁)のとおり月額1万円、1年間、10人が対象となり、選考にあたっては後援会役員会が審議を行っている。

平成16年度から学生委員会と後援会役員との懇談会を実施し、後援会総会においては学生委員会委員長が出席し、学生支援の状況を報告し、意見交換を行っている。

資料7 - 3 - 4 - C 奈良教育大学後援会学習奨励費応募状況等（平成 18 年度）

区分	課 程 等	回生	応募者数	採用者数	備 考
学部 学生	学校教育教員養成課程	1	1	1	
	総合教育課程		0		
	学校教育教員養成課程	2	2		
	総合教育課程		4	2	
	学校教育教員養成課程	3	3	2	1回生分を流用
	総合教育課程		3	1	
	学校教育教員養成課程	4	4	2	
	総合教育課程		2		
大学院 生	大学院教育学研究科	1	4	1	
		2	5	1	
	計		28	10	

寄宿舍

一般学生寄宿舍として大学近辺に女子寮 136 名定員（4 人部屋）を設置しており、各居室は 1 人当たり 5.5 m² であり、トイレ、洗面所、風呂場、台所等は共用施設としている（別添資料 7 - 3 - 4 - 1 1）。

寄宿料は月額 700 円であり、入居選考は奈良教育大学学生宿舎要項によって選考している。

一般寄宿舍の入居状況は、平成 15 年度から 50%～70%台で推移しており、4 人部屋ということで女子学生には不評であり、個室化を視野に入れた検討を行っている。

留学生用寄宿舍として、国際学生宿舎（全室個室 12 m²）が設置されており、日本人男子学生用（定員 60 名）と留学生用（定員 40 名）であり、風呂場、洗濯場、台所等は共用施設としている（別添資料 7 - 3 - 4 - 1 2）。

寄宿料は月額 4,700 円であり、入居者の選考は奈良教育大学外国人留学生宿舎運営委員会において行っており、入居率は、平成 15 年度から 80%～95%台で推移している。

【分析結果とその根拠理由】

授業料免除の実績は、資料 7 - 3 - 4 - A により相応であると判断される。これらの選考も規程に沿って実施されている。また、厳しい経済状況で安定した学習環境を提供するための授業料免除枠の拡大等学資金獲得の成果が期待される。また、授業料及び授業料免除枠の算定については、学生委員会で授業料免除枠を検討し、運営会議、経営協議会、財務委員会等において承認を受けたものである。

奨学金の実績は、資料 7 - 3 - 4 - B により相応であると判断される。これらの選考も規程に沿って実施されている。

また、厳しい経済状況で安定した学習環境を提供するため後援会が実施している学習奨励費の給付等学資金獲得の方策が重要であり、本学独自の経済的支援（奨学金等）の充実が望まれる。

寄宿舍の状況は、他の教員養成系大学とほぼ同様であり、また、寄宿料の算定も大学法人化前の国立大学において一律に適用されてきた旧規定を準用し、学生委員会で寄宿料を検討し運営会議、経営協議会、財務委員会において承認を受けたものである。

なお、入居率は、4 人部屋の一般学生用寄宿舍（女子寮）は低く、国際学生宿舎の利用率は非常に高くなっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生支援のニーズを知るために、学生委員会による学生生活実態調査が2年ごとに実施されており、得られた結果の解析も学生委員会で行なわれ、教授会において報告書が各教員に配布されていることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。また、平成18年度には、学長と学生がコーヒーを飲みながら気軽に懇談するプレジデント・コーヒー・ブレイク・アワー（第1回）を開催され、従来から実施されている全学生及び全教職員が一堂に会しコーヒーやケーキを飲食しながら懇談する「全学懇談会」（年1回）に加え、学長と学生が学長室で定期的にコーヒー・ブレイクすることで学生の意見や要望を直接聞き、活かすなど学生のニーズを知るための努力は十分行われていると判断できる。

また、進路に関する調査も、就職支援室がアンケート（対象：学部3回生及び大学院1回生）を実施し、学生からのニーズや支援の在り方等を収集・分析・把握し就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映されている。

進路相談については、就職支援室が中心となって外部相談員2名（教員用、企業就職者用）を委嘱し対応している。教員就職希望者への対応として、毎月1回第3木曜日13時～17時の間に対応するほか、教員採用試験期間に合わせて6月～7月には相談日を追加して対応している。企業就職対応としては、毎週水曜日13時～17時の間に対応しており、その他の時間については就職支援室員が対応している。

さらに、就職支援に関しては、平成16年度に従来の就職委員会を改組し「就職支援室」を設置し、外部就職専門会社と契約し、各種就職ガイダンス等を見直し就職支援の強化を図っている。このような努力の結果、平成17年3月卒業生については、教員就職率は66.9%に達し中期目標の60%を達成し、全国国立大学教員養成学部で第5位に躍進した。

留学生の生活支援のニーズ把握においても、留学生担当教員又は指導教員の面談や学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。また、留学生には、チューター制度が取り入れられ、チューター連絡会議や講習会も行われており、留学生の勉学だけでなく生活面でのサポートも十分に行われていると判断できる。

不登校学生への支援策として、学生委員会（不登校学生支援対策委員会）及び保健管理センターが連携して早期対応している。

また、障害者に対する支援では、ノートテーカー及び施設面での支援が行われている。社会人に対しては、オフィスアワーや授業時間帯の配慮や指導方法において支援を行っている。以上のことから特別支援が必要とされる者に対して支援が適切に行われていると判断する。

課外活動の充実に関して、体育会や文化会が毎年、次期リーダー研修会を実施、また、学生委員会と顧問教員との懇談会を開催するなど、大学、顧問教員、部員の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう努力している。

課外活動に対する財政的支援は増えていないが、学長裁量経費や営繕要求等によりグラウンド整備やプール改修等が実現しており、各サークルからの要望（用具・機械・楽器等の支援）については、順次整備に努めている。

その他、課外活動の振興策として体育活動については成績優秀者を対象に、また、文化系サークルにおいてもコンクール、発表会、展覧会等の入選者に学長又は学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。さらに、永年にわたるボランティア活動、学会発表表彰者を含めた学生を対象に学長表彰又は学生委員会委員長表彰を行っている。

独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業があり、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して、大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

【改善を要する点】

平成15年度及び平成17年度に実施した学生生活実態調査で、「オフィスアワーの制度を知らなかった」とするものが40%以上あった点については、周知方法等について改善の余地がある。ただし、これは学生がいつでも教員と相談できる状態にあるという小規模大学の特徴からであるとも考えられる。専攻学生の顔と名前が一致するだけでなく、生活の状況についてもおおよその情報を持っている（担任教員、クラブの顧問教員、ゼミ担当教員等）ためである。このような状況であり、オフィスアワーを知らなくても学生にとっては問題がない状況であることがこのような問題を生み出しているとも考えられる。

一般寄宿舍の入居状況は、平成15年度から50%～70%台で推移しており、4人部屋ということで女子学生には不評であり、個室化を視野に入れた検討を行っている。入学生の中には、経済的な理由から寮での生活が必要になっている。このような学生で50%から70%が入居しているのだと思われる。ニーズはかなり高いと思われる。寮での生活は単に経済的な側面だけでなく、多くのことが学べる場所でもあり、検討を急ぐ必要がある。

男子寄宿舍に関しては、すでにこの問題は解決していると判断できる。

(3) 基準7の自己評価の概要

学習への相談・助言及び自主的学習環境等、学生の勉学上の支援全般について、きめ細かくカバーできていると考えられる。小規模大学で高畑団地という集約化されたキャンパスの有利な条件もあり、学生指導上の密度は高いと言える。加えて、学生の課外活動への支援については、学生委員会を軸とした幾重にも張り巡らされた“対応の系”で十分な措置が施されていると言える。さらに特別な支援を必要とされる者（留学生や障害のある学生等）に対して、個別的なサービスまで行き届いている。

以上、基準7の学生支援については、完成度の高い体制が構築されてきたと言える。